

補 正 情 報

2017年4月22日

法改正に伴い、**宅建士基本講座テキスト VOL.3（宅建業法）**に以下の修正が必要となりました。お手数ですが、下記の通り修正してください。

記

P44 「(3) 記載事項」の①から「住所」を削除してください

修正前

- ① 従業者の氏名、住所、生年月日

修正後

- ① 従業者の氏名、生年月日

P55 「**1** 還付請求権者」の末尾に以下の記述を追加してください

↓ また、

宅建業者も還付を受けられない。

P61 「(3) 保証協会の業務」を次のように修正してください

修正前

保証協会は、次に挙げる6つの業務を行うが、このうち①～③は**必要的業務であり**、④～⑥は**任意的業務**である（法64条の3）。

- ①～⑤ 略

- ⑥ 宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な業務

修正後

保証協会は、次に挙げる**7**つの業務を行うが、このうち①～③は**必要的業務であり**、④～⑦は**任意的業務**である（法64条の3）。

- ①～⑤ 略

- ⑥ 宅建業者を社員とする一般社団法人（＝宅地建物取引業協会等）が実施する宅建士等に対する研修費用の助成

- ⑦ 宅地建物取引業の健全な発達を図るため必要な業務

P64 「**1** 還付請求権者」の末尾に以下の記述を追加してください

↓ また、

宅建業者は還付を受けられない。

P95 余白部分に以下の記述を追加してください

第5節 契約の申込みの報告義務

媒介契約の目的である宅地・建物について、売買または交換の申込みがあったときは、**宅建業者は、遅滞なくその旨を依頼者に報告しなければならない**（法34条の2第8項）。

↓また、

これに反する特約は、無効となる（法34条の2第10項）。

P105 最後の3行を次のように修正してください

修正前

→ これから物件を取得しよう、あるいは借りようとしている者が、宅建業者であっても、説明を省略することはできない。

修正後

→ **これから物件を取得しよう、あるいは借りようとしている者が、宅建業者である場合は、説明を省略できる**（ただし、書面の交付は必要である・法35条6項）。

P115 「**2** 説明の方法等」の「(1) 重要事項の説明との共通点」を次のように修正してください

修正前

② **宅建業者が相手でも、説明を省略できない**

修正後

② **宅建業者に対しては、説明を省略できる**

P128 最後の6行を削除してください

修正前

↓なお、

宅建業者どうしの取引の場合に適用がなくなるのは、宅建業者が自ら売主となる場合の8つの制限だけである。

→ 媒介・代理契約に対する規制、重要事項の説明、37条書面の交付等は、宅建業者どうしの取引であっても適用される。

修正後

削除

タキザワ宅建予備校
代表 瀧澤 宏之